

紺屋三郎兵衛・紺屋又助・明庵屋傳兵衛の家屋を破壊して四散した。翌八月朔日夜小松町にも亦打毀があつた。山手の農民等小松に入り來り、三日市町泉屋市兵衛・山上喜兵衛及び柿村北市屋孫三郎の家を破壊し、その他米商の數戸に小損害を興へた。

(八)安政の金澤騒動—安政三年銀札の増發によつて米價の向上を招き、四年に至つて益甚だしく、五年更に霖雨があつた爲、七月朔日の半納期に於ける一石の相場銀百二十目、現米百五十目を唱ふるに至つた。是に於いて藩は適當の處置を講ぜんとしつゝあつた際、七月十一日夜多數の男女金澤卯辰山に上つて、米價賣きが爲食を得る能はざることを絶叫し、翌夜亦之を繰返した。因つて藩は廿六日その主謀者と認めた卯辰の髮結能美屋兵衛以下數人を捕へ、六年四月十三日刎首に處した。↓ナナイネジツウ 七稻地蔵。

(九)安政の鶴來騒動—石川郡鶴來に於いても、安政五年七月十五日暴民蜂起して、富商の邸宅を破壊するものがあつた。その主謀者は、翌年九月梟首の刑に處せられた。

コメソウドウ 米騒動(大聖寺藩) (一)正徳の騒動—正徳二年八月十日大聖寺藩の領内に風害があつて、米穀が登らなかつたから、農民は藩に請うて常作毛を四分六厘と見積り、一作用捨免の取扱を受けて例年相額の四分を上納せんと求めた。藩吏乃ち之を在江戸の藩侯前田利章に報じたが、全領中の用捨免總額五千石を超ゆべからずとの令を得た。因つて郡奉行前川宇右衛門二百五十石・守岡新右衛門二百石・郡方目付齋藤四兵衛七十石・名越作右衛門五十石・免切大目付堀三郎左衛門二百石等、皆く

領内を巡視して、免租を三千餘石に止め、十月七日一行那谷村の不助院に宿泊した。是に於いて農民等その免切の額寡少なるを聞き、四百餘人夜に乗じて嗷訴を企て、奉行等の逃走するを見て、那谷村の十村權四郎の家を襲うた。權四郎は之を鎮靜せしめん爲、藩の勸定頭吉山庄三郎・宮部新兵衛と交渉し、四分收納とすべきことを約したが、一揆等益勢を得て山中の十村堀口伊右衛門、山代の間屋尾屋安右衛門、串村の茶問屋善四郎の家を毀ち、福田・上木・荻生・橋・三木・奥屋の諸村民も之に加ふるに至つた。是より先藩は一揆蜂起の報を得て、八日足輕八人・小人二人を派し、先に出張した藩士を大聖寺に還らしめて謹慎を命じ、十日大目付堀三郎左衛門を江戸に急行して利章に上申せしめた。加賀藩の派遣した馬廻組原九左衛門・足輕長屋八右衛門等もこの日大聖寺に着したが、一揆の解散した後であつたから直に歸路に就いた。次いで十一月九日御算用場は十村等に對し、在米を上納し、その他を貸米とすべきことを命じたが、これは前約に違ふを以て尙多少の騒擾あり、十二月十八日全く鎮靜した。而して首謀者田尻村傳右衛門以下十四人は、明年春以降別に罪狀を構へて捕縛斬首せられた。

(二)明和の騒動—明和五年四月二日拂曉越前吉崎の迹如山に農民屯集し、豪商三谷屋助右衛門の家を毀ち、而して吉崎の町人は助右衛門を庇護して相争うた。蓋し三谷屋が前年の凶作に抑らず、越前米・大聖寺米を買占め、機を見て之を賣出さんとしたるにより、騒動は翌三日に及んだが、大聖寺の藩吏境境に出張して鎮靜せしめた。農民の多數は大聖寺領のものに屬し、越前領のものは僅かに一部分に過ぎなかつたといふ。

(三)安永の騒動—安永九年秋大聖寺藩領に虫害あり。依つて九月九日より廿二日まで横目河地千丞・筒井清大夫を派し、領内八十六村に對して救恤米五千石を給すべきことを發表したが、農民は之に満足せず、十一月不穩の書狀を廻送せるものがあることが發覺した。依つて廿二日以降毛合村長右衛門、津波倉村嘉右衛門、毛合村源六を捕縛して事を未然に防ぐことを得た。三人の處分は明らかでないが、永牢になつたものゝ如く、源六のみは天明四年七月五日破獄して自盡した。

(四)明治の騒動—明治四年十一月廿四日夜沼郡の暴民蜂起し、大聖寺町麻島の大聖寺少屬倉知嘉平、魚町の豪商林清一の家を襲うた。依つて縣廳は兵士を出して鎮壓を試み、廿五日夜遂に衝突して農民に傷者を生ずるに至つた。この暴動は農制の改善を求めるにあつた。

コメダシ 米出 羽咋郡押水北庄に屬する部落。

コメダシガハ 米出川 ↓ホウダツガハ 寶達川。

コメタニイソゴロウ 米谷磯五郎 嘉永五年近江國甲賀郡朝宮村の人奥西磯五郎は能美郡串茶屋駒榮久右衛門方に來たが、製茶を宇治に學んでその製法に通じてゐたから、串茶屋・今江等の當業者が之を傳習して大に利益を得た。磯五郎後に須天なる米谷氏の女婿となつた爲、文久の頃には須天製茶の名大に世に顯れるに至つた。今同部落南端に石碑があり、其の正面に煎茶製法磯五郎碑の八文字を刻し、左側に願主今江中、備主長左衛門・左兵衛、右側に慶應三年丁卯仲種建之と記してある。

コメナカガヒ 米仲買 百姓がその年貢米を、藩の御藏又は給人の藏宿に納入する場合に、前者に代官、後者に手代があつて、嚴密にその質量及び包装を検査した。故に御藏米又は町藏米は最も信用のある商品であつたが、その拂米切手を買集めて市場に賣出し、若しくは客筋から注文を受け、自己の計算に於いて賣買するものを米仲買といふた。加賀藩で最も古く設けた米仲買座は越中高岡のものであつたが、明和七年から金澤に於いてのみ取引せしめることを令した。併し拂米の大部分は越中に在つて、金澤の運米であつた入所米も悉く越中のものであり、輸出も越中諸港からするものが多いのであるから、高岡の商人等は、この命令を理由なきものと斷じ、依然として取引をなしたのみならず、その外にも越中魚津・石動、加賀松任・小松等に賣買が行はれてゐた。是を以て文政六年金澤の米仲買人は、他の諸米場を停止せられんことを藩に請ひ、翌七年から領内唯一の米場たるに至つた。金澤の米場は寛文中の創始とするを定説とし、初めは米仲買集所といひ、市内四ヶ所に開かれたこともあるが、享和三一年一所に合同して米場となつた。金澤の米場に於ける米穀の賣買は、藩又は給人の收納米の取扱を主とし、凡べて米切手によつて之が受渡しを行ふ例であつた。この米場は藩政時代を通じて繼續し、尙延いて昭和十四年に及んだ。

コメマチ 米町 マチ 羽咋郡堀松庄に屬